

## 第 20 回臨時委員会会議録

教 育 長 ) 開会宣言

教 育 長 ) 会議成立の宣言

教 育 長 ) 会議録署名委員の指名（越野委員）

教 育 長 ) それでは、審議に入ります。日程第 1、第 31 号議案「芦屋市立幼稚園規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

管 理 課 長 ) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 ) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員 ) 認定こども園の設置に関する例規の整備については、市長部局で対応されるという認識でよろしいですか。

管 理 課 長 ) 認定こども園の設置管理条例につきましては、市長部局の方ですでに昨年 9 月議会で、幼保連携型認定こども園の設置及び管理に関する条例の制定について議会で御議決いただいております。

教 育 長 ) 精道幼稚園を平成 30 年度末を以って閉園することについては、以前に教育委員会でお諮りした上で、市議会で議決されましたが、各幼稚園の定員については、幼稚園規則に定めていますので、今回の教育委員会では、閉園の時期が迫ってきたため、幼稚園規則の中の精道幼稚園の項を削るということですね。木村委員がおっしゃった認定こども園に関しては、昨年 9 月の条例制定の際に、その条項の中に人数まで含んだ形で定められているのでしょうか。

管 理 課 長 ) 人数については、その条例の施行規則として定めている中

でお示ししているところです。

教 育 長 ) 条例制定の際に、同時に規則も挙げたのですね。

管 理 課 長 ) はい。1号認定子どもは3歳・4歳・5歳、それぞれ20人という形でお示ししております。

教 育 長 ) 精道こども園での人数については、その際に定められたのですね。教育委員会としては、幼稚園を閉園するということになるので、今回その項を削ったということですね。

管 理 課 長 ) はい。少し遡りますが、平成29年9月議会において、閉園や閉所することについての条例を上げさせていただき、その1年後の平成30年9月議会で、認定こども園を設置することについての条例を上げました。本日もご審議いただいている幼稚園規則の改正については、もっと早い時期にお諮りすることもできましたが、この4月で変わりますので、直前になりましたが、今、上げさせていただいているということです。

木 村 委 員 ) 今回の規則改正の内容だけを見ていると、定員をゼロにすることにより廃園になるという感じがするのですが、それだけでいいのですか。

管 理 部 長 ) この規則の大もとの条例がありまして、そこでは精道幼稚園や各幼稚園の所在や名称を定めています。その条例中の精道幼稚園の項を削除することについては、2年前の9月議会において条例改正がなされました。ただし、その条例の施行期日を平成31年4月1日としております。この規則の大もとの条例は平成29年9月議会で、精道幼稚園と朝日ヶ丘幼稚園の廃園について、議決を受けているということです。

木 村 委 員 ) それでは、今回は記載内容を条例改正に伴って直す程度の

話ですね。

管 理 部 長 )      そのとおりです。

教 育 長 )      他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第 3 1 号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長 )      次に、第 3 2 号議案「芦屋市立学校園医・学校園歯科医・学校園薬剤師の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

学校教育課長)      〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長 )      説明が終わりました。質疑はございませんか。

越 野 委 員 )      お一人で何校か担当されている先生もいらっしゃるのですが、その振り分けは医師会からされているのでしょうか。

学校教育課長)      基本的には医師会からの推薦になります。

越 野 委 員 )      教育委員会から配置についての要望をすることはないので  
すか。

学校教育課長)      医師会が適材適所で決められているので、その推薦いただいたものを尊重しております。

木 村 委 員 )      特に、眼科医や耳鼻科医の人数が少ないということもありますが、1人で5校園を担当している先生もいらっしゃるなど、1校だけの先生もいらっしゃるなど、とても偏りがあるのですが、医師会の中ではどのように決められているのですか。

学校教育課長) 詳しいことはわかりかねますが、医師会の方で年齢的なことなども考慮し、決められていると思います。

木村委員) 配置につきましては、教育委員会では関与できない問題ということですね。

学校教育課長) はい。

小石委員) こども園も同じような対応をとっていくのですね。

学校教育課長) そうです。

小石委員) 幼稚園が1園廃園し、こども園が開園することもあり、芦屋市全体として、こども園や保育所をもっている市長部局と教育委員会のバランスもありますね。

教育長) 例えば、歯科医は1校につき1人いらっしゃいますが、その方以外でも何人か来ていただく場合もありますね。

学校教育課長) はい。その方々は補佐医といいまして、校医の歯科医を中心に、つながりのある先生方に来ていただいております。芦屋のことをよくわかっているということで、もともと補佐医だった先生が、校医になられていることもあります。

木村委員) 市長部局と教育委員会は、医師会に依頼をするタイミングは同じなのでしょうか。医師会が市長部局と教育委員会にバランスよく校医を配置するために、足並みをそろえて依頼しないといけないと思います。

学校教育課長) 申し訳ございません。この場ではわかりかねますので、確認いたします。

木村委員) わかりました。次年度以降、確認しながらやっていただきたいと思います。

浅井委員) 外科の先生は、どのような形でかかわってくださるのです

か。

学校教育課長) 背中を診るなど、外傷に関する健診をしております。

浅井委員) 外科健診というものがあるのですか。

学校教育課長) そうです。

木村委員) 外科健診とは、どのようなことをするのでしょうか。

学校教育部長) 運動器検診といいまして、簡単な体の動きを診るなどしていただいております。

浅井委員) 年に1回行われるのですか。

学校教育部長) 春の健康診断のときに、内科も外科も見ていただいております。

浅井委員) わかりました。以前はモアレ検査が行われていましたが、今も行われているのですか。

学校教育課長) 現在も行っております。

浅井委員) それも年に1回行っているのですか。

学校教育課長) 基本は年1回となっております。しかし、再検査になった場合は、2次検診として時期をずらして検査を行っております。

浅井委員) わかりました。それは、小学生が対象なのですか。

学校教育課長) 小学5年生と中学2年生です。

浅井委員) わかりました。

教育長) 本来の目的である健康診断も大切ですが、子どもたちの生活の中でのちょっとした変化や虐待についても、校医と連携をしていただきたいと思います。その他にも、流行する病気がたくさんあると思いますので、そのときには遠慮することなく、校医の先生方に相談して行ってください。

小石委員) 養護教諭の話になりますが、最近虐待やいじめなどのニュ

ースが多いですし、当事者である子どもたちが、自分から申告することはあまりないと思いますので、子どもたちの変化や痣なども、注意して見ていただきたいと思います。

浅井委員) 栄養状況なども、できるだけ見ていただきたいと思います。

教育長) 校医の先生に健康管理という面で、保護者向けの講演をしていただくこともひとつの手だと思います。

学校教育課長) 各学校で校医の先生に来ていただき、学校保健委員会を開催しております。その際に出席していただくのが、担当の保護者だけにはなりますが、子どもの健康について考える取り組みを行っております。

教育長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第32号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教育長) 閉会宣言